

平成 27 年度 「バスに係る通勤手当の算定について」
及び「給食調理員の初任給について」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

平成 28 年 3 月 9 日から平成 28 年 3 月 28 日まで 3 回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の主な主張	合意内容																				
バスに係る通勤手当の算定について	バスに係る通勤手当の算定について、バス利用特典サービスを勘案した額に改める。	<p>実態として、所定の勤務日以上の出勤となる職員がいる。</p> <p>勤務体制として本庁職場の勤務日以上の出勤となる職場がある。</p> <p>職員の負担とならない制度改正とすること。</p>	市の提案内容どおり。 ただし、職場等の勤務体制により出勤回数が異なる職員については、その勤務体制に基づく出勤回数を考慮し額を算定する。																				
給食調理員の初任給について	<p>給食調理員の初任給について、次のとおり定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>1 級の号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>51 歳</td> <td>64 号給</td> </tr> <tr> <td>52 歳</td> <td>66 号給</td> </tr> <tr> <td>53 歳</td> <td>67 号給</td> </tr> <tr> <td>54 歳</td> <td>68 号給</td> </tr> <tr> <td>55 歳</td> <td>69 号給</td> </tr> <tr> <td>56 歳</td> <td>70 号給</td> </tr> <tr> <td>57 歳</td> <td>71 号給</td> </tr> <tr> <td>58 歳</td> <td>72 号給</td> </tr> <tr> <td>59 歳</td> <td>73 号給</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	1 級の号給	51 歳	64 号給	52 歳	66 号給	53 歳	67 号給	54 歳	68 号給	55 歳	69 号給	56 歳	70 号給	57 歳	71 号給	58 歳	72 号給	59 歳	73 号給		市の提案内容どおり。
年齢	1 級の号給																						
51 歳	64 号給																						
52 歳	66 号給																						
53 歳	67 号給																						
54 歳	68 号給																						
55 歳	69 号給																						
56 歳	70 号給																						
57 歳	71 号給																						
58 歳	72 号給																						
59 歳	73 号給																						